

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0928)

第1回特定最低賃金専門部会（機械）

令和7年10月8日 非公開

開催日時	令和7年10月8日		10時40分～11時25分
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会の運営について 2 審議日程について 3 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。 本日で出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の合計8名でございます。 従いまして、本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されます定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。
事務局	ただいまから、第1回群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生

	産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。 第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。 賃金室長の根岸でございます。よろしくお願いいたします。恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。 最初に、本専門部会の開催に当たりまして、橋口労働基準部長からご挨拶申し上げます。
労働基準部長	労働基準部長の橋口でございます。 本日は大変お忙しい中本専門部会にご出席くださいますありがとうございます。 特定最低賃金専門部会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。 皆さま方におかれましては、御多用のところ特定最低賃金専門部会の委員をお受けいただきまして、厚く御礼申し上げます。 また、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政を始めとした、労働行政全般の円滑な運営に多大な御支援と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。 さて、群馬県の特定最低賃金につきましては、先般、改正決定の必要性があるとの御意見をいただいたところで、改正について御審議をいただくことになりました。特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットで行政機関に決定を義務付けているということとは趣を異にしております、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとしまして、関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。 委員の皆さま方には、大変な御苦勞をおかけすることになりますが、特定最低賃金の趣旨をお酌みいただき、御審議を賜りますようお願い申し上げます。大変簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。 本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。
事務局	それでは専門部会の委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。 お手元の資料2の2枚目をご覧ください。

	委員名簿の順番に従いまして、本日まで出席の委員の皆さまをご紹介します。委員の皆さまは着座のままで結構でございますので、よろしくお願いいたします。 まずは、公益を代表する委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。 続きまして、労働者を代表する委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員。 続きまして、使用者を代表する委員といたしまして、■■■■委員、■■■■委員。 なお、本日■■■■委員につきましては所用によりご欠席とご連絡を頂いておりますのでご容赦いただければと思います。 委員の皆さまにおかれましては、本年度の審議につきましてどうぞよろしくお願いいたします。 資料3が事務局名簿でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。 部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項において準用する第24条により、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することとなっております。 慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が取られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
事務局	ありがとうございます。 公益委員から、事前に互選された結果をいただいておりますので発表させていただきます。 部会長には、■■■■委員、部会長代理には、■■■■委員をそれぞれ選出することとございました。 労使の委員の皆さまにお諮りいたします。よろしいでしょうか。
労使委員	【異議なし】
事務局	ありがとうございます。 全会一致で選任されましたことを確認させていただきました。 それでは、部会長になられました■■■■委員、部会長代理になられました■■■■委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。

	最初に、■■■■委員からお願いいたします。
■■■■委員	部会長として選任いただきました■■■■です。 今年度の地域別最低賃金では、労使の皆さまの熱心なご議論と歩み寄りにより無事に決定しましたこと、大変ありがとうございます。特定最低賃金においても、円滑な議事進行に努めて参りますので、皆さまよりしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 続きまして、■■■■委員にお願いいたします。
■■■■委員	ただいま部会長代理にお選びいただきました■■■■でございます。部会長をサポートしつつ、円滑な議事の進行にご協力させていただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 これからの議事進行につきましては、■■■■部会長にお願いいたします。 よろしくお願いいたします。
部会長	会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。 最初に、特定最低賃金専門部会運営規程について、事務局からご説明をお願いします。
事務局	はい、説明させていただきます。 資料４の群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程をご覧ください。 運営規程は、４業種ある専門部会共通のものになっております。第３条で専門部会の委員の数、第４条で会議の招集、第６条で部会長が会議の議長となること、第７条で会議の公開・非公開、第８条で議事録及び議事要旨の公開・非公開、第９条で審議会長への報告、第１０条で専門部会の廃止、といったことについて規定されております。 ご承知いただきますようよろしくお願いいたします。
部会長	事務局から、特定最低賃金専門部会運営規程について説明がありました。 これについて、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

各委員	【特になし】
部会長	特にご意見等はないようですので、次の議題に移ります。 議題の（２）の令和７年度の特定最低賃金専門部会の運営について、事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、説明させていただきます。 ２点ございますが、まず、１点目でございます。 専門部会の会議の公開・非公開につきまして、ご説明をさせていただきます。 資料４の「特定最低賃金専門部会運営規程」を再びご覧いただけますでしょうか。 専門部会の会議は、運営規程の第７条第１項のただし書きにございます「公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとして、例年、第１回目から非公開とされてきております。 本年度は、７月１４日に開催されました審議会において、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただいた結果、同様な意見が出され「当初から専門部会を非公開とすべきである。」との意向が示されております。 この審議会の意向も参考にいただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。 １点目は以上でございます。
部会長	ただいまの事務局のご説明のように、本専門部会は、例年、第１回目の会議から非公開としているところです。 これに対し、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会で議論した結果「当初から専門部会を非公開とすべきである。」との意向が示されております。 部会長としては、審議会の意向も参考にしつつ、総合判断いたしまして、本専門部会の会議は第１回目から非公開とすることが適当と考えておりますが、ご意見等ありますでしょうか。
各委員	【特になし】
部会長	それでは、ご賛同いただいたものと理解いたしました。 本年度も第１回目の会議から非公開といたします。 続けて、事務局から説明をお願いします。

事務局	2 点目でございます。 専門部会の議事録及び会議の資料の公開・非公開についてご説明いたします。 運営規程第 8 条第 2 項では、議事録及び会議の資料は、会議同様、原則公開であるものの、ただし書き以降に「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。 令和 2 年度にご審議いただいたことで、令和 2 年度からは専門部会の議事録及び会議の資料は、委員の個人責任を発言ごとに問われるおそれを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとして、また、各専門部会の最後に、一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則、公開とさせていただいております。加えまして、労働局ホームページにも掲載させていただいております。 そこで、本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いいたします。 なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合には、この法律に規定された不開示情報を除いて開示されることになります。 2 点目は以上でございます。
部会長	ただいまの事務局の説明のとおり、会議の議事録等は、令和 2 年度より原則公開してきております。加えて、労働局ホームページへも掲載してきております。 本年度も、会議の議事録等については、各会議の最後に非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと思いますがいかがでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	特にご異議はないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は公開といたします。 重要ですので、もう一度公開の方法について整理します。 議事録には発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとします。

	事務局にお願いしている資料も公開を基本としますが、審議過程において各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することとします。 また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議のうえ、公開・非公開を適切に判断することとします。 よろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	ありがとうございます。 この他に運営規程について、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
各委員	【特になし】
部会長	特にないようですので、運営規程については、このようにしたいと思います。 次に、議題の（３）特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局から説明をお願いします。
事務局	説明させていただきます。 特定最低賃金改正決定の諮問について、ご報告させていただきます。資料８に諮問文の写しをつけております。８月２６日に労働局長が審議会長に、特定最低賃金改正決定にかかる諮問を行っているものでございます。 そこで、特定最低賃金の改正決定の仕組みや、今回の諮問に至るまでの経過などについてご説明いたします。 資料５の「特定最低賃金の仕組み」こちらをご覧ください。 項目１のように、特定最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されるものです。 項目２は、決定の仕組みとなっており、関係労使から改正等の申し出が行われることを要件として、労働局長が審議会の意見を聴いて決定されます。

	決定に際して、※印にありますように、地域別最低賃金が、すべての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして、行政機関に決定を義務付けているのに対して、特定最低賃金は、労使のイニシアティブによって決定するといったものとなっています。 参考までに、全国の特低賃金の設定件数などを申し上げますと、昨年度末時点で 224 件、適用使用者数は約 8 万 9 千 9 百人、適用労働者数は約 295 万 6 千 9 百人となっています。 今回の特定最低賃金改正決定の諮問について、経過をご説明いたします。 資料 6 をご覧いただけますでしょうか。 特定最低賃金 4 業種ごと、改正決定に関して行われた申し出を一覧にしたものでございます。申出者等はこちらのとおりです。 この申し出につきましては、資料 7 に申出書の写しを付けております。この申し出によりまして、8 月 4 日の審議会におきまして、労働局長が審議会長に対して改正決定の必要性の有無についての諮問を行い、ご審議をいただいた結果、8 月 26 日に審議会長から 4 業種いずれも改正決定の必要性有りとの答申がなされました。そこで、労働局長から審議会長に、資料 8 のとおり今回の改正決定額について諮問をさせていただいたという経過にあります。 諮問により、審議会におきまして特定最低賃金 4 業種ごとに専門部会を設置することの決議をいただいております。 なお、事務局では諮問の翌日の 8 月 27 日に、4 業種について最低賃金法第 25 条第 5 項の規定により、関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示を行いました。すべての業種において意見書の提出はございませんでした。 説明は以上でございます。
部会長	ありがとうございました。 事務局から、特定最低賃金改正決定の諮問などについてご説明がありました。 これらについて、ご質問等がありましたらお願いします。
各委員	【特になし】
部会長	では、特にご質問等ないので、次に進みたいと思います。 続いて議題の(4)の最低賃金審議会令第 6 条第 5 項及び第 7 項の適用について、事務局から説明をお願いします。

事務局	はい、説明をさせていただきます。資料の 10 をご覧ください。 最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第 6 条第 5 項と第 7 項でございます。 第 6 条第 5 項では、専門部会において全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とすることができるのとされています。8 月 26 日の審議会で、特定最低賃金専門部会で全会一致となった場合には、この取り扱いを適用することを議決いただいておりますのでご報告いたします。 また、同条第 7 項では、専門部会の廃止について規定されており、「専門部会は、その任務を終了したときには、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされておりますが、具体的には、運営規定第 10 条にありますように、特定最低賃金に係る異議の申し出がなかった場合に廃止されることとなります。廃止に伴う専門部会委員の皆さまの解任通知文書につきましては、これまで交付を省略させていただいているところでございます。ご了承いただきますようお願いいたします。 以上でございます。
部会長	事務局のご説明のとおり、本専門部会は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしく申し上げます。 また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略について説明がありました。これについてもご了解をお願いします。 このことについて、何かご質問等ございますか。
各委員	【特になし】
部会長	ご質問等ないので次に進みます。 議題の（５）の特定最低賃金専門部会の審議日程について、事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、説明させていただきます。資料 11 をご覧ください。 近年の審議状況でございます。中段以下が特定最低賃金専門部会の開催日程となっております。 次に資料 12 をご覧ください。 委員の皆さまには、会議の日程を確保いただきまして誠にありがとうございました。この日程表のとおり会議を開催させていた

	だきたく存じます。会議の開催回数につきましては、8月26日の審議会においても議決されておりますが、日程表のとおり本日を含めまして2回の予定となっております。ご了承いただきますようお願いいたします。 また、会議が成立するための定足数につきましては、委員の3分の2以上の出席又は公・労・使の各側委員の3分の1以上の出席となっておりますので、6名以上の委員の出席又は公・労・使の委員それぞれ1名以上が出席していただくことが必要となっております。 委員の皆さまにおかれましては、ご多用のところ恐縮ではございますが、ご出席いただきますようお願いいたします。 最後に、資料13は「令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」でございます。 以上でございます。
部会長	ただいま、事務局から説明がありました次回会議の日程ですが、委員の皆さまはいかがでしょう。
各委員	【異議なし】
部会長	それでは、次回の第2回目の会議は、資料12の「機械」欄に記載のとおり、10月29日の水曜日の午後2時45分から、こちらの7階大会議室にて開催といたします。ご出席をお願いいたします。 次に、議題の(6)特定最低賃金額の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、審議に資する資料は4業種の専門部会共通で、最新の内容のものを整えさせていただいております。 まず、用意いたしました資料についてご説明いたします。 資料14は、過去12年間の地域別最低賃金と特定最低賃金の決定状況でございます。 資料15は、特定最低賃金の北関東三県の比較表になります。 資料16は、事務局でまとめました群馬の賃金でございます。令和6年度の賃金構造基本統計調査結果からまとめたものでございます。 資料17は、令和6年度の特定最低賃金改正状況でございます。 資料18は、令和7年度の地域別最低賃金時間額状況でございます。 資料19は、令和7年度の最低賃金に関する基礎調査結果でござ

事務局	います。 資料 20 は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。 資料 21 は、群馬県金融経済概況でございます。 資料 22 は、最近の県内経済情勢でございます。 資料 23 は、法人企業景気予測調査でございます。 資料 24 は、群馬県鉱工業指数でございます。 資料 25 は、消費動向調査結果でございます。 資料 26 は、第 217 回群馬県内企業経営動向調査結果でございます。 資料 27 は、第 201 回企業経営動向調査結果でございます。 最後、資料 28 は、労働市場速報でございます。 資料は以上でございますが、資料 19 の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、事務局の担当から内容をご説明させていただきます。 それでは、当賃金室で実施いたしました、最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、説明をいたしますので、資料 19 をご覧ください。 はじめに 1 ページ目の、令和 7 年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要につきまして、説明させていただきます。まず、調査依頼事業所数は 2,084 件で、そのうち有効回答件数は、942 件でした。調査に関しましては、令和 7 年 6 月分の賃金額について実施いたしました。また、月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計をいたしました。調査対象地域につきましては、群馬県全域です。調査対象業種及び事業所規模については、表にあります業種を対象に、さらに網かけした人数の事業所を対象にしています。なお、特定最低賃金が設定されている産業を含む製造業については、100 人未満の事業所を調査対象としています。調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復元をして推計したものになります。従いまして、調査結果の反映はあくまで対象とした産業と規模の母集団事業所の範囲に限るものとなっております。 続きまして、1 枚めくっていただきまして、3 ページをご覧ください。賃金統計用語であります、未満率と影響率について説明いたします。未満率につきましては、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合になります。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。また、影響率につきましては、最低賃金を改正した場合に、その改正後の最低賃金額を下回って
-----	---

いる労働者の割合となります。

次に、5ページをご覧ください。

今回の一般機械器具製造業の調査結果につきまして、説明させていただきます。はじめに未満率についてです。一般機械器具製造業の現行の最低賃金が1,056円ですので、1,055円までが最低賃金未満者となります。今回の調査結果を基に具体的計算例を申し上げますと、1,055円以下の累積労働者数は587人でした。これをAとします。復元した合計労働者数は9,079人でした。これをBとします。未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。計算いたしますと、未満率は小数点以下第二位を四捨五入しました6.5%となります。従いまして、一般機械器具製造業の労働者の6.5%が最低賃金額を下回っていたということになります。

次のページ以降は、4業種の特定最低賃金の調査結果を載せておりますが、一般機械器具製造業のみの調査結果について説明をさせていただきますので、3枚めくっていただきまして9ページをご覧ください。

この表は、一般機械器具製造業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものになります。一般労働者及び全労働者については、時給2,000円以上の分布が圧倒的に多いという結果になっておりますが、一方でパート労働者を中心に、現行の1,056円を下回る労働者も多いという結果となっております。

次に、5枚めくっていただきまして12ページをご覧ください。この表は、特定最低賃金の産業別に未満率等の賃金額の特性値について、令和3年度から今年度までの推移を表したものです。一般機械器具製造業の未満率は、今年度は6.5%となっております。

続きまして、14ページをご覧ください。この表は、産業別の未満率と影響率の推移を表したものとなっております。一般機械器具製造業は、緑色の線で示されております。

最後に2枚めくっていただきまして16ページをご覧ください。

この表は、最低賃金引き上げ額と影響率の関係表です。引き上げ額0円の場合から、引き上げ額99円までの場合の影響率を表したものになります。

以上、簡単ではございますが、基礎調査の概要を説明させていただきました。この調査結果が、審議をする上で委員の皆さまのお役に立てれば幸いと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局のご説明について、ご質問等がございました

	らお願いします。
各委員	【特になし】
部会長	それでは、特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足説明等があればお願いします。
事務局	ご審議いただく前に、2点ほどご説明いたします。 まず1点目でございますが、特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。労使間の意思疎通を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。 続きまして2点目でございます。 審議の進め方でございますが、昨年度は第1回目の会議において労使の基本的な考え方をお示しいただきました。 第2回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらを基にご審議いただきまして、特定最低賃金額が議決されております。 以上でございます。
部会長	この後は、ただいまの事務局のご説明も参考にしつつ審議を進めていきたいと思っております。 それでは、本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入っております。 まず、労働者側、使用者側、それぞれのお立場から、基本的なお考えをお伺いしたいと思っております。その後は自由にご審議をお願いします。 はじめに、労働者側委員からお願いします。
委員	はい、労働者側委員の[]です。 皆さま、本日はお忙しい中、特定最低賃金の専門部会にご出席いただきまことにありがとうございます。 近年、深刻化する人手不足への対応は、依然として予断を許さない状況にあります。こうした中で、産業として「選ばれる」存在となるためには、未組織労働者を含めたすべての働く人々の賃金を、創出する付加価値に見合った水準へと引き上げ、産業全体の魅力を高めていくことが重要です。 その意味において、特定最低賃金の意義や役割、そしてその必要性は、これまで以上に高まっていると認識しています。また、地域別最低賃金と特定最低賃金は、本来その目的や性質が異なるもの

	であり、改めてその点を踏まえた議論が求められます。 企業の持続可能な発展のためには、魅力向上や人材確保といった取り組みを継続的に進めることが欠かせません。そのためにも、働く者の視点から、特定最低賃金の引き上げに向けた取り組みを着実に前進させていく必要があります。 本日の審議を通じて、公労使三者が互いの立場を尊重しながら、真摯な議論を重ね、産業の健全な発展と働く者の生活向上の両立に繋がる結論を導き出せるよう、どうぞよろしくお願いいたします。
部会長	ありがとうございました。他にどなたかいらっしゃいますでしょうか。■■■委員、お願いいたします。
■■■委員	労働者側委員の■■■です。 労側の立場から特定最低賃金の改定について意見を述べさせていただきます。近年、デジタル職種の拡大や働き方が多様化しているなどの背景もあり、売り手市場の中で人材確保は喫緊の課題と考えます。課題解決に向けて、企業別に取り組んでいることとは思いますが、業界全体での底上げも必要と考えますし、特定最低賃金はそういった位置づけであり、継続的な取り組みが企業の魅力向上に繋がっていくものと考えております。 組合組織率が低下している状況では、企業内で労使間交渉の場が設けられていないとも捉えられますし、特定最賃の審議は、労使間交渉を代替する重要な役割を担っていると認識しています。群馬県における一般機械産業の特定最賃は、他の地域の同産別と比較しても平均を下回っておりますし、今回の審議を通して最賃引き上げに向けた前向きな論議ができればと考えています。
部会長	はい、ありがとうございました。他にはございますでしょうか。■■■委員、お願いします。
■■■委員	労働者側委員の■■■です。 はじめに、本年度も使用者側から「改定の必要性あり」と判断いただきましたことに、心より感謝申し上げます。こうして労使双方が、改定に向けて共通の認識を持ち、真摯に議論できることは、群馬県の労使関係の成熟を示すものであり、大変意義深いことだと感じております。 され、今年度の地域別最低賃金は、全国加重平均で 66 円の引き上げとなり、1,121 円に達しました。群馬県においても 78 円の引

き上げが予定されており、1,063円となる見込みです。これは、物価上昇の中で働く人々の生活を守る重要な施策であり、地域経済の安定にも寄与するものです。

このような状況下で、特定最低賃金の果たす役割は、ますます重要になってきています。

特定最賃は、産業ごとの技能や専門性に応じた賃金水準を保障する制度であり、地域別最賃との差を一定程度維持・拡大することで、3つの効果が期待されると感じています。

1つ目が、高度な技能を要する職種の価値を正に評価することです。一般機械産業では、精密加工や設計・組立など、高度な技能が求められます。これらの職種に対して、地域別最賃との差を設けることで、専門性の価値を社会的に明確に示すことができます。

2つ目が、人材確保と定着の促進です。技能に見合った賃金水準が保障されることで、若年層の就業意欲が高まり、職場の定着率も向上します。これは、企業の生産性や品質維持にも直結する重要な要素です。

3つ目が、地域産業の競争力強化です。賃金水準の向上は、働く人々の生活の安定だけでなく、地域内での消費活動の活性化にも繋がり、結果として地域産業全体の競争力を高めることにも繋がります。

一方で、特定最賃が地域別最賃と同水準、あるいはそれに近づいてしまう状況では、こうした効果が十分に発揮されず、制度の意義が薄れてしまいます。

だからこそ、特定最賃は地域別最賃との差を意識しながら、技能や専門性に見合った水準での維持・向上が必要です。群馬県では、これまでも労使が信頼関係を築きながら、地域や産業の課題に真摯に向き合ってきた歴史があります。今回の改定においても、こうした良好な関係を活かし、互いの立場を尊重しながら、納得できる水準を導き出していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。それでは使用者側委員いかがでしょうか。■■■■委員、お願いいたします。

■■■■委員

使用者側委員の■■■■と申します。

使用者側の基本的なスタンスと致しましては、同一労働同一賃金という観点からですね、特定最低賃金は地域別最低賃金に更にプラスするものであり、そもそも必要ないと以前から主張してきました。

	さらに、群馬県の最低賃金が3月から1,063円になり、この金額は現行の特定最低賃金1,056円を上回るもので、このままの状態だと特定最賃を地域別最低賃金に一本化すべきである。またいずれにしても群馬県最低賃金1,063円という金額自体が相当高額であり、これにプラスする余裕は残ってないという考え方なんですけれども、しかし必要ありとの答申がありましたので、今日頂いた資料を参考に、労使のイニシアティブにのっとして議論していきたいという風に思います。
部会長	ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。
委員	はい、使用者側委員の[]です。よろしくお願いいたします。私今回初めて参加させていただきまして、特定最低賃金の必要性とかいろいろ伺わせていただいたのですが、そもそも今回頂いている資料5の特定最低賃金の仕組みについて拝見させていただくと、地域別最低賃金についてはセーフティネットと目的が明確化されているけれども、特定最低賃金については、なぜ必要なのか明確にされていないところです。 伺っているお話の中でも、産業としての魅力向上であったり、地域としての強化といったお話は伺ってなるほどと思わせていただいたところではあるんですけども、使用者側からすると、産業あるいは会社側の魅力を発信するのは企業の努力なので、最低賃金の保障ではないのかなと。最低賃金はあくまでセーフティネットを目的としたもので良いのではないかと考えておりますので、その点を踏まえて引き続き議論させていただければと思っております。
部会長	ありがとうございました。 それでは、公益委員の皆さま、ご発言ございますか。
公益委員	【特になし】
部会長	ほかにご意見等はございませんでしょうか。
各委員	【特になし】
部会長	それでは意見も出尽くしたようです。 今までのご意見を踏まえて、次回の会議で具体的な金額審議を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

各委員	【異議なし】
部会長	ありがとうございます。 それではそのようにいたします。 最後に、議題の（７）その他について、事務局から何かございましたらお願いします。
事務局	特にございません。
部会長 各委員	委員の皆さまから何かございますか。 【特になし】
部会長	ご意見等ないようです。 次回の会議では、事務局から提供された資料等も十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。 それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議について、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項は「無し」ということでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	ありがとうございます。 非公開事項は「無し」と確認いたしましたので、ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。これで第１回専門部会を閉会といたします。 ご審議お疲れさまでした。